

(参考様式2)

しゃかいしほんそうごうせいびけいかく
社会資本総合整備計画
ぼうさいあんぜんけいかくきたあきたしちいき
(防災・安全計画(北秋田市地域))

きたあきたし
北秋田市

平成25年 3月

防災・安全計画

計画の名称	北秋田市地域		
都道府県名	秋田県	作成主体名	北秋田市
計画期間	平成 25 年度	～	27 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

北秋田市は、秋田県の北中央部に位置し、人口約3万7千人、世帯数約1万3千世帯の地域である。（平成22年10月末現在）面積は県内2位の広さを持ち、面積の半分以上が特別豪雪地帯として指定されている。

北秋田市の住宅事情は、平成17年の国勢調査によると、所有関係では、持ち家約1万1千世帯、借家約2千世帯となり、持ち家率は常に80%を超えている。借家は昭和60年以降増加傾向を示していたが、平成17年には減少している。

少子高齢化の進展により、平成22年度では県内市で高齢化率1位となる状況にあり、住宅政策としては、多様なニーズに対応した質の高い居住サービスの提供、既存ストックの向上や活用、さらには良好な住環境の確保に取り組みながら、北秋田市ならではの住まいづくりを進めている。

2. 課題

○高齢化が全国を上回るスピードで進展し、少子化の進行も著しく、人口の減少傾向が続いている状況にあって、高齢者に配慮した住宅が不足している。

○全国的に比べても、持ち家志向が高く、その規模は比較的大きく、居住水準も改善される方向にあるが、質的水準の低い住宅も多数存在し、また更新時期を迎えた住宅が増加している。

3. 計画の目標

『安全で安心な生活空間の創出』

- ・ 事前防災、減災対策による災害に強いまちづくり
- ・ 市民の命と暮らしを守る住まいづくり

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
住宅の耐震化率の割合	%	市内における耐震性が確保された住宅の割合	63%	H20	72%	H27

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- 木造耐震診断支援事業
民間木造住宅の耐震診断を促進するため、耐震診断費用の一部を助成する。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

全体事業費	合計 (A+B+C)	1	A (うちA1-B)	1 (0)	B	0	C	0	効果促進事業費の割合 ((A1-B)+C)/(A+B+C)	0.00%
-------	---------------	---	---------------	----------	---	---	---	---	----------------------------------	-------

(金額の単位は百万円)

A 基幹事業

A1-A: 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
A2-1	住宅	一般	北秋田市	間接	民間	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅耐震診断 5戸/年						1	
小計											1			

A1-B: 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
小計											0			

A2: 住環境整備事業(基幹事業)

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
小計											0			

その他関連する事業

計画の名称: 社会資本総合整備計画(地域住宅計画(北秋田市地域))

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	実施期間					全体事業費 (百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
A'1-A-1	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公営住宅等整備事業	1団地206戸						1,018	防災・安全移行元
A'1-A-2	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公営住宅ストック総合改善事業	3団地106戸						35	防災・安全移行元
A'1-A-3	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公的賃貸住宅家賃低廉化事業	2団地						3	防災・安全移行元
A'1-B-1	住宅	一般	北秋田市	間接	民間	木造住宅耐震診断支援事業	木造住宅耐震診断 5戸/年						1	防災・安全移行元
A'1-B-2	住宅	一般	北秋田市	直接	北秋田市	公営住宅建設予定地における既存建築物解体事業	住宅建設予定地にある旧鷹巣小学校校舎及び関連施設の解体工事。RC造2,021㎡、鉄骨造1,204㎡、木造95㎡、合計3,320㎡						83	防災・安全移行元
小計											1,140			

その他関連事業費	合計 (A'+B'+C')	1,140	A' (うちA'-B)	1,140 (84)	B'	0	C'	0	効果促進事業費の割合 ((A'1-B)+C')/(A'+B'+C')	7.37%
全体事業費	合計 (A+B+C)+(A'+B'+C')	1,141	A+A' (うちA1-B+A'1-B)	1,141 (84)	B+B'	0	C+C'	0	効果促進事業費の割合 ((A1-B)+C)+(A'1-B)+C)/((A+B+C)+(A'+B'+C))	7.36%

※事業を行わない基幹事業については適宜表から削除してください。

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。